

暇監公表第4号

地方自治法第199条第14項の規定
により、監査の結果に関する報告に
基づき措置を講じた旨通知があったので、
同項の規定により次のとおり公表する。

令和8年6月2日

四條暇市代表監査委員

谷 真 明

大阪府四條暇市



暇総総第156号

令和8年5月14日

四條暇市監査委員 谷 真 明 様
長 畑 浩 則 様

四條暇市長 銭 谷 翔

監査結果に基づく措置に関する通知について

市議会からの請求による監査に係る監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

別紙

監査委員の意見事項（令和6年8月23日付け睨監第132号に掲載されたもの）
に対する対応

1 公有財産台帳の整備に関する事項

監査委員の指摘事項	<p>本市の公有財産台帳は不完全なものであり、当該台帳に記載された土地の面積は正確ではない。また、登記簿の面積も正確とは言えないため、本市では市有地の面積が一元的に把握されていない状況のように感じる。</p> <p>今後、今回のような事案が生じないように、速やかに公有財産台帳を適切に整備していかなければならない。</p> <p>公有財産台帳の整備には、時間、費用とも要するが、これらを着実に進めていく必要があり、財産の取得、譲渡等異動が生じた際には、公有財産台帳に適切かつ確実に反映できる仕組みづくり（制度）を構築する必要性もあるため、これらを検討されたい。</p> <p>なお、公有財産台帳が整備されるまでの間は、面積を外部に表示する場合は、誤解を生じない方法を執るよう検討されたい。例えば、重要な事案で測量が可能な時間があるときは測量を行い、そうでない場合は、公有財産台帳記載の面積が必ずしも正確ではないことを示すとともに、登記簿面積を併記する等の運用方法を検討されたい。</p>
指摘事項に対する措置	<p>各所管課が把握している各施設の敷地面積及び建物総延床面積が公有財産台帳の面積と一部相違している事案を受け、監査委員による監査結果報告書が提出される前に、公有財産台帳の更新及び確認について（依頼）（令和6年7月12日付け睨財財第1241号）を全庁宛てに発出し、公有財産台帳記載の数値についての確認を行った。また、変更が生じた場合は適宜速やかに報告</p>

	<p>するよう周知した。</p> <p>なお、監査委員による監査結果報告書が提出された後については、公有財産台帳のさらなる正確性を期すため、公有財産台帳（建物構造）の確認について（依頼）（令和6年9月30日付け睨財財第1982号）を全庁宛てに発出し、建物の構造についても、改めて確認を行った。また、公有財産台帳に修正が生ずることとなった場合には、財産異動報告として報告するよう周知した。</p>
措置の所管課	財政課

2 庁内の情報共有に関する事項

監査委員の指摘事項	<p>市民総合センター等の敷地面積が相違していることについて、業者選定委員会の委員には、その立場から、市長への報告や情報共有に関し、「誰かがしていると思っていた。」や「あまり意識していなかった。」といった考えが一部あったようである。</p> <p>また、副市長及び総務部長にあっては、業者選定委員会の委員長及び委員という立場を重視し、契約関係情報の秘密保持という意識が強く、本来の副市長及び総務部長としての視点に立った行動ができていなかったように思われる。</p> <p>今後は、契約手続き内部で把握された内容であっても、客観的な事実に関する情報など、契約の公正さの確保と関係のない情報は、軽重に応じて市長や関係者等に開示できることを契約手続き関係における情報管理のルールにおいて明示すべきである。</p>
指摘事項に対する措置	<p>庁内の情報共有について、以下の事項を定めた情報共有及び庁内組織における議事録作成について（通知）（令和7年11月10日付け睨総総第1339号）を全庁宛</p>

	<p>てに発出した。</p> <p>1 情報共有の基本方針の策定</p> <p>(1) 重要な行政情報（国・県からの通知、災害・住民対応等）について、関係部署間で速やかに共有すること。</p> <p>(2) 関係課との連携・情報共有を積極的に行い、庁内横断的な対応を推進すること。</p> <p>(3) 文書共有システム（グループウェア）や庁内メール等の公式手段を使用し、記録性・確認性の高い情報共有を実施すること。</p> <p>2 市長への情報提供体制の強化</p> <p>(1) 市民の生命や財産等に影響を及ぼす可能性のある事案（福祉・教育関連、法的対応が見込まれる案件、報道機関からの照会が予想される案件など）については、事案の把握段階から市長へ情報提供を徹底すること。</p> <p>(2) プロポーザル方式による契約については、選定委員会において議論される内容や決定事項が市の施策や事業全体に影響を及ぼす可能性があることから、副市長が委員長となる案件に関しては、各所属長が副市長と調整のうえ、市長へ適切な情報共有に努めること。</p> <p>3 情報管理に関する留意事項の明確化</p> <p>秘匿性の高い契約情報（設計金額、入札予定価格、業者選定情報など）については、関係者以外への共有や取り扱いに細心の注意を払いつつ、適切な管理のもとで情報共有を実施すること。</p>
措置の所管課	総務課

3 意思決定過程の明確化に関する事項

<p>監査委員の指摘事項</p>	<p>今回、監査を実施していくにあたり、業者選定委員会の議事録が作成されていない事実が判明したところである。</p> <p>このため、業者選定委員会で本件の面積相違がどのように取り扱われたかを公式な書面で確認することは困難であった。</p> <p>一般に、議事録は、会議における意思決定過程を開示する機能のほか、会議における意思決定の合理性・適正さを事後に確認する機能や類似した案件への部内への情報提供の機能があり、業者選定委員会のように非公開の会議であっても、庁内の会議体においては、審議会等における会議録の作成を義務化していることと同様に、審議の概要や審議の過程等を明確に記録するルールづくりを検討されたい。</p>
<p>指摘事項に対する措置</p>	<p>意思決定過程の明確化について、以下の事項を定めた情報共有及び庁内組織における議事録作成について（通知）（令和7年11月10日付け睨総総第1339号）を全庁宛てに発出した。</p> <p>1 庁内組織における議事録作成の取扱いの統一</p> <p>（1）政策形成、行政運営に関する重要事項を扱う会議（委員会、検討会等）は、原則として議事録を作成することを義務化</p> <p>（2）議事録には、会議の名称、開催日時及び開催場所、出席者の氏名・所属及び役職、議題又は案件名、審議の内容、決定事項等を、簡潔かつ正確に記載すること。</p> <p>2 庁内合議体の会議における指針の新設</p> <p>審議会・審査会以外の庁内組織における合議体で行われる会議における議事録作成について、新たに「庁内会議等の議事録作成等に関する指針」を定め、透明</p>

	<p>性の確保と組織的意思決定の記録に努めること。</p> <p>3 議事録の共有と保存</p> <p>作成した議事録は速やかに関係課等へ共有し、文書管理規程等に従って適切に保存すること。</p>
措置の所管課	総務課